

人工透析患者等見舞金支給事業の見直しについて

1 事業概要

「長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱」のうち難病については、障害福祉サービスの対象拡大等に伴い見直しを行った結果、平成25年度から難病患者を対象とする見舞金制度を廃止したが、人工透析患者と在宅酸素療法者に対しては、「長野市人工透析患者等見舞金支給要綱」として存続された。

- 1 支給額 年額15,000円
- 2 支給対象者
 - ① 慢性の腎疾患により人工透析を受ける者
 - ② 医師の処方箋等により在宅酸素療法を行なっている者

2 事業見直しの理由

人工透析患者等見舞金は、申請に基づいて用途を限定せずに現金を一律交付するものであり、この様な見舞金は時代にそぐわないものとなっている。

なお、人工透析患者と在宅酸素療法者を対象とするアンケートの結果などから、次のような実態や課題を把握することができた。

○人工透析患者

- ・65歳以上の高齢者が7割以上を占めている。(在宅酸素療法者も同様)
- ・週3回の通院が必要であるため外出頻度が多く、患者や家族の負担となっている。
- ・自分の運転や家族の送迎、公共交通機関が利用できないため日常的にタクシーで通院している場合、交通費の負担が大きい。
- ・将来の通院のための介助や移動手段の確保に不安を感じている者がいる。

○在宅酸素療法者

- ・外出頻度はあまり多くなく、通院も月1回程度である。
- ・通院には家族の送迎を利用している割合が高く、タクシーの利用者は少ない。

また、分科会においても次のご意見をいただいている。

- ・すでに廃止している難病患者に対する見舞金と同じ趣旨の見舞金であれば公平を図り同様に廃止したほうが良い。
- ・人工透析患者は通院時の交通手段に困っている人がおり、支援が必要である。

3 見直し内容

人工透析患者等見舞金制度について、引き続き現在の制度を継続しなければならない強い理由を見出せないことから、人工透析患者等見舞金制度については、平成26年度をもって廃止する。

なお、人工透析患者のうち通院時の交通手段に支援を要する者に対しては、必要な支援を行うよう検討する。